

# 教えて!マイナンバー No.7

## 手続の際には、通知カードと本人確認書類の提示を!



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

社会保障や税などの分野における市役所などでの手続きの際には、マイナンバー（個人番号）の記載とマイナンバーおよび本人を確認する書類の提示が必要となりますので、お手数ですが、マイナンバーカード、または通知カードと運転免許証などの本人確認書類を持参してください。

a. マイナンバーの確認	b. 本人であることの確認
次の①～③のうちいずれか ①マイナンバーカード ②通知カード ③マイナンバーが記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書	次の①～③のうちいずれか ①マイナンバーカード ②運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 などの書類（写真付き）のうち1つ ③上記①②が困難であると認められた場合は、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 などの書類のうち2つ

【注】 郵送による手続きを行う場合は、上記書類の写しなどの提出が必要です。

マイナンバーカードは、マイナンバーの確認と本人であることの確認が1枚でできる便利なカードです。また、身分証明書として利用できるほか、住民票の写しや印鑑登録証明書のコンビニ交付、e-Taxなどの電子証明書を利用した電子申請などにもご利用いただけます。



### 通知カードまたはマイナンバーカードを紛失された場合

最寄りの警察に遺失届を提出していただき、受理番号を控えてください。その後、市役所戸籍住民課で紛失の届け出を行ってください。

また、マイナンバーカードの場合は、マイナンバーカードの機能停止の手続きも必要となりますので、併せて個人番号カードコールセンターへご連絡をお願いします。

#### ■ホームページ 内閣官房 社会保障・税番号制度ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

#### ■マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178（無料） 平日 午前9時30分～午後10時

土・日曜日、祝日 午前9時30分～午後5時30分（年末年始12月29日～1月3日を除く）

#### ■個人番号カードコールセンター

☎ 0570-783-578（通話料がかかります） 平日 午前8時30分～午後10時

土・日曜日、祝日 午前9時30分～午後5時30分（年末年始12月29日～1月3日を除く）

※4月1日以降は平日も午後5時30分まで

個人番号カードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受付



#### ■問合せ先

- ・通知カード、個人番号カード、コンビニ交付に関すること  
戸籍住民課 住民記録担当 ☎ 055(262)4111
- ・そのほかマイナンバーに関すること  
情報政策課 情報化推進担当 ☎ 055(262)4111